



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*9 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

○ 人事委員会規則

*2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7

*3 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 11

*4 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 13

*5 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 14

*6 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 15

*7 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 15

*8 職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 16

*9 教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 17

*10 警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 17

*11 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 18

*12 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 19

*13 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 20

*14 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 21

*15 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 24

*16 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 27

*17 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 29

*18 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 30

*19 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 30

*20 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 30

○ 教育委員会規則

*2 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 31

*3 市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 31

*4 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 32

*5 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 34

規 則

和歌山県規則第9号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則 (昭和50年和歌山県規則第17号) の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000

	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
	46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
	47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
	48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
	49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
再	50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
	51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
	52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
任	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
	57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
	58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
用	59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
	60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
	61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
	62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
職	63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
	64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
	65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
	66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
員	67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
	68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
	69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
	70	210,800	252,600	282,100	310,900	358,500
以	71	211,100	253,000	282,900	311,400	359,000
	72	211,700	253,400	283,600	311,900	359,500
	73	211,900	253,600	284,400	312,200	359,900
	74	212,500	254,000	285,100	312,700	360,400
外	75	213,000	254,500	285,900	313,200	360,900
	76	213,800	255,000	286,700	313,600	361,400
	77	214,000	255,400	287,300	313,800	361,800
	78	214,700	255,800	287,800	314,100	362,300
の	79	215,200	256,300	288,300	314,400	362,800
	80	215,800	256,800	288,700	314,700	363,300

職	81	216,500	257,100	289,100	315,000	363,700
	82	217,000	257,400	289,500	315,300	364,200
	83	217,600	257,700	290,000	315,600	364,700
	84	218,300	258,000	290,500	315,900	365,200
員	85	218,900	258,200	290,900	316,100	365,600
	86	219,400	258,400	291,500	316,500	366,100
	87	219,900	258,700	292,100	316,800	366,600
	88	220,600	259,000	292,700	317,000	367,100
	89	221,100	259,200	293,000	317,200	367,500
	90	221,700	259,400	293,500	317,500	368,000
	91	222,300	259,800	294,000	317,800	368,500
	92	222,800	260,000	294,400	318,100	369,000
	93	223,200	260,300	294,800	318,300	369,400
	94	223,700	260,700	295,300	318,600	
	95	224,200	261,000	295,800	318,900	
	96	224,700	261,300	296,300	319,100	
	97	225,200	261,500	296,600	319,300	
	98	225,700	261,800	297,000	319,600	
	99	226,200	262,000	297,500	319,900	
	100	226,700	262,300	298,000	320,100	
	101	227,100	262,600	298,400	320,300	
	102	227,600	262,800	298,800		
	103	228,200	263,100	299,100		
	104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700			
106	229,700	263,800	300,100			
107	230,000	264,100	300,500			
108	230,400	264,300	300,900			
109	230,600	264,600	301,200			
110	231,000	264,900	301,600			
111	231,500	265,200	302,000			
112	232,000	265,400	302,300			
113	232,200	265,600	302,500			
114	232,700	265,900	302,800			
115	233,200	266,100	303,100			
116	233,700	266,300	303,300			
117	234,000	266,600	303,500			
118	234,400	266,900	303,800			
119	234,800	267,200	304,100			
120	235,200	267,500	304,300			
121	235,600	267,600	304,500			
122		267,900	304,800			
123		268,200	305,100			

	124		268,500	305,300		
	125		268,600	305,500		
	126		268,900	305,800		
	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再任用職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

別表第1の2中「148,200」を「149,200」に、「203,900」を「204,300」に、「222,400」を「222,800」に、「243,200」を「243,600」に、「273,900」を「274,300」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第3節中第9条の前に次の見出し及び2条を加える。

(扶養手当)

第8条の2 条例第14条第1項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

第8条の3 条例第14条第3項の人事委員会規則で定める職員は、研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものとする。

第9条の見出しを削り、同条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び第8条の2に規定する職員（以下この項から第3項までにおいて「行9級職員等」という。）にあっては、扶養親族たる子（条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第2項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「条例第14条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は条例第14条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の

規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「(行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合及び職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「第1号、第3号、第4号又は第7号に掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養手当を受けている職員について同項第4号」を「第2号、第5号又は第6号」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第8条の3に規定する職員(以下この号及び第6号において「行8級職員等」という。)が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間(条例第14条第4項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。)にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

付則に次の1項を加える。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年和歌山県条例第2号)附則第6項の規定により読み替えられた条例第14条第3項の人事委員会規則で定める職員は、研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この規則による改正後の第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び第8条の2に規定する職員(以下この項から第3項までにおいて「行9級職員等」という。))にあつては、扶養親族たる子(条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。))に限る。)がある場合、行9級職員等から行9級

職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第2項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる

配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又 (4) 扶養親族たる子又

を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子（条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。又は扶養親族たる父母等（条例第14条第2項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。次は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

下この項及び第3項において同じ。）又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に号及び第3項において同じ。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除

達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同
」

条第2項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「第1号、第3号、第4号」とあるのは「第1号」と、「においては、その事実が生じた日の属する月の初日」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の初日」と、「第2号、第5号又は第6号」とあるのは「第2号」と、「においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、この規則による改正後の第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び第8条の2に規定する職員（以下この項から第3項までにおいて「行9級職員等」という。））にあつては、扶養親族たる子（条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第2項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第2号中「扶養親族たる子又は条例第14条第2項第3号若しくは第5号」とあるのは「条例第14条第2項第2号、第3号又は第5号」と、「場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「第1号、第3号、第4号」とあるのは「第1号」と、「第2号、第5号又は第6号」とあるのは「第2号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第7号中「扶養親族たる子」とあるのは「条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族」とする。
- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、この規則による改正後の第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び第8条の2に規定する職員（以下この項から第3項までにおいて「行9級職員等」という。））にあつては、扶養親族たる子（条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第2項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあるのは「場合」と、同項第2号中「扶養親族たる子又は条例第14条第2項第3号若しくは第5号」とあるのは「条例第14条第2項第2号、第3号又は第5号」と、「場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「第1号、第3号」とあるのは「第1号」と、「第2号、第5号」とあるのは「第2号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養

親族」と、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等（条例第14条第2項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。第6号において同じ。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「及び第8条の3」とあるのは「並びに第8条の2及び第8条の3」と、「行8級職員等」という。）が行8級職員等及び行9級職員等」とあるのは「行8级以上職員等」という。）が行8级以上職員等」と、同項第6号中「行8級職員等及び行9級職員等」とあるのは「行8级以上職員等」と、「が行8級職員等」とあるのは「が行8级以上職員等」と、同項第7号中「扶養親族たる子」とあるのは「条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族」とする。

和歌山県人事委員会規則第3号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

第4条 削除

第8条第1項中「調整額は、」の次に「当該職員に適用される給料表及び」を加える。

第11条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「第14条第2項第2号又は第4号」を「第14条第2項第2号、第3号又は第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合及び職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「第1号又は第3号に掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養手当を受けている職員について同項第4号」を「第2号」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間（同条第4項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

別表第1を次のように改める。

別表第1 調整基本額表（第8条関係）

ア 高等学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額

1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200円
4級	13,100円

イ 中学校教育職員給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,800円
4級	12,700円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この規則による改正後の第11条の規定の適用については、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第14条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる場合を除く。））」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等（条例第14条第2項 (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者たる子（条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。次号及び第4号並びに第3項において同じ。）第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。次号及び第3項において同じ。）がある職員を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第3項中「においては、その事実

」

が生じた日の属する月の初日」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の初日」と、「においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その）」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について同項第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの）」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を

受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

和歌山県人事委員会規則第4号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

第4条 削除

第7条第1項中「（新たに警察官となった者に扶養親族がある場合又は警察官に第1号に該当する事実が生じた場合において、その警察官に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「第12条第2項第2号又は第4号」を「第12条第2項第2号、第3号又は第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない警察官に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「警察官に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその警察官に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている警察官に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている警察官について同項第3号に掲げる事実が生じた場合及び警察官の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「第1号、第3号又は第5号に掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている警察官の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養手当を受けている警察官について同項第4号」を「第2号又は第4号」に、「扶養手当を受けている警察官に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察官で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている警察官のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察官が配偶者のない警察官となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている警察官に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている警察官の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等（条例第12条第2項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。次号において同じ。）で第1項の規定による届出に係るものがある職務の級が9級である警察官が職務の級が9級である警察官以外の警察官となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職務の級が9級である警察官以外の警察官が職務の級が9級である警察官となった場合
- (5) 警察官の条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間（同条第4項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この規則による改正後の第7条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、同条の規定の適用については、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに警察官となった者に扶養親族がある場合又は警察官に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その警察官に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第12条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最

初(2) 扶養
初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養
(4) 扶養

親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子（条例第12条第2項第2号に該当する扶養親親族たる子又は扶養親族たる父母等（条例第12条第2項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親親族たる子又は扶養親族たる父母等がある警察官が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合族をいう。次号及び第4号並びに第3項において同じ。）又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶族をいう。次号及び第3項において同じ。）がある警察官が配偶者のない警察官となった場合（前号に該を除く。）

養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を当する場合を除く。）

除く。）

と、同条第3項中「第1号、第3号」とあるのは「第1号」と、「においては、その事実が生じた日の属する月の初日」とあるのは「又は扶養手当を受けている警察官について第1項第3号に掲げる事

実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の初日」と、「第2号又は第4号」とあるのは「第2号」と、「においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その」とあるのは「又は扶養手当を受けている警察官について第1項第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある警察官で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察官であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている警察官のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある警察官が配偶者のない警察官となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている警察官のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察官であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない警察官となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第5号中「条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族」とあるのは「扶養親族たる子」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、この規則による改正後の第7条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、同項の規定の適用については、同項中「第1号、第3号」とあるのは「第1号」と、「第2号又は第4号」とあるのは「第2号」とする。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 平成29年4月1日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第2号）第1条の規定の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年4月1日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第2号）第1条の規定の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員会規則第15号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項又は第11項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 平成29年4月1日から教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第6号）第1条の規定の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年4月1日から教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第6号）第1条の規定の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員会規則第16号）による改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第9項又は第10項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健 正

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

- 3 平成29年4月1日から警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第8号）第1条の規定の施行の日の前日までの間において第2条第1項第1号に掲げる場合に該当した警察官には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年4月1日から警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第8号）第1条の規定の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員会規則第17号）による改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項又は第11項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健 正

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

- 3 平成29年4月1日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第2号）第1条の規定の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年4月1日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第2号）第1条の規定の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員会規則第15号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第4項又は第5項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 平成29年4月1日から教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第6号）第1条の規定の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年4月1日から教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第6号）第1条の規定の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員会規則第16号）による改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第4項又は第5項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 平成29年4月1日から警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第8号）第1条の規定の施行の日の前日までの間において第2条第1項第1号に掲げる場合に該当した警察官には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年4月1日から警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第8号）第1条の規定の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員

会規則第17号)による改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第4項又は第5項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項第1号中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改める。

第9条の次に次の2条を加える。

(通勤手当の支給対象駐車場)

第9条の2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職員が通勤のために常例として利用している第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等(以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。)の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。
 - (2) 職員が自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第3条に規定する保管場所とするものでないこと。
 - (3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。
- 2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間(同号の通勤利用駅等と同号の職員の住居、勤務公署又は他の通勤利用駅等の間をいう。)ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する職員で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

(1か月当たりの駐車料金の算出方法等)

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。
 - (2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金(月又は年を単位として定められているものに限る。)を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。
- 2 条例第15条第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第10条中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

第11条第3項中「第15条第3項第1号」を「第15条第4項第1号」に改める。

第11条の2第4項中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改め、同項第2号中「第15条第3項第1号」を

「第15条第4項第1号」に改める。

第12条の2中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改める。

第12条の3第1項中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第15条の3第6項」を「第15条の3第7項」に改める。

第9条の次に次の2条を加える。

（通勤手当の支給対象駐車場）

第9条の2 条例第15条の3第3項の人事委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職員が通勤のために常例として利用している第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等（以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。）の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。
- (2) 職員が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所とするものでないこと。
- (3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。

2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間（同号の通勤利用駅等と同号の職員の住居、勤務公署又は他の通勤利用駅等の間をいう。）ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する職員で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

（1か月当たりの駐車料金の算出方法等）

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。
- (2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金（月又は年を単位として定められているものに限る。）を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。

2 条例第15条の3第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第10条中「第15条の3第3項」を「第15条の3第4項」に改める。

第11条第3項中「第15条の3第3項第1号」を「第15条の3第4項第1号」に改める。

第11条の2第4項中「第15条の3第4項」を「第15条の3第5項」に改め、同項第2号中「第15条の3第3項第1号」を「第15条の3第4項第1号」に改める。

第12条の2中「第15条の3第5項」を「第15条の3第6項」に改める。

第12条の3第1項中「第15条の3第6項」を「第15条の3第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改める。

第9条の次に次の2条を加える。

（通勤手当の支給対象駐車場）

第9条の2 条例第13条第3項の人事委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 警察官が通勤のために常例として利用している第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等（以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。）の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。
 - (2) 警察官が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所とするものでないこと。
 - (3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。
- 2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間（同号の通勤利用駅等と同号の警察官の住居、勤務公署又は他の通勤利用駅等の間をいう。）ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する警察官で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

（1か月当たりの駐車料金の算出方法等）

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。
 - (2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金（月又は年を単位として定められているものに限る。）を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - (3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。
- 2 条例第13条第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第10条中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改める。

第11条第3項中「第13条第3項第1号」を「第13条第4項第1号」に改める。

第11条の2第4項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改め、同項第2号中「第13条第3項第1号」を「第13条第4項第1号」に改める。

第12条の2中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改める。

第12条の3第1項中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「臨床研修を経た場合」を「第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって臨床研修を経たもの」に、「実地修練を経た場合にあつては5年」を「同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって実地修練を経たものにあつては5年、同条第3項に規定する職を占める職員にあつては1年」に、「第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員（）」を「職員（同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であつて）」に改める。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1 年 未 満	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 250,900	円 50,700	円 33,000
1年以上2年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	30,000
2年以上3年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	27,000
3年以上4年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	24,000
4年以上5年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	21,000
5年以上6年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	18,000
6年以上7年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	48,900	15,000
7年以上8年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	47,100	12,000
8年以上9年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	45,300	9,000
9年以上10年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	43,500	6,000
10年以上11年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	41,700	3,000
11年以上12年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	39,900	
12年以上13年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	38,100	
13年以上14年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	36,300	
14年以上15年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	34,900	
15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	33,500	
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	32,100	

17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	30,700	
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	29,300	
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	27,900	
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	26,500	
21年以上22年未満	380,300	338,400	284,400	232,300	25,900	
22年以上23年未満	368,000	328,200	276,900	226,900	25,300	
23年以上24年未満	356,200	318,500	269,900	221,400	24,300	
24年以上25年未満	344,200	308,500	262,400	216,000	23,700	
25年以上26年未満	332,100	298,500	255,100	210,600	23,100	
26年以上27年未満	316,900	284,700	244,000	202,700	22,500	
27年以上28年未満	302,100	271,200	233,300	194,800	21,900	
28年以上29年未満	287,200	257,700	222,400	186,900	21,100	
29年以上30年未満	271,900	243,900	211,400	179,100	20,800	
30年以上31年未満	254,500	228,900	199,700	170,500	20,400	
31年以上32年未満	237,000	214,000	187,800	162,200	19,800	
32年以上33年未満	219,700	199,100	176,300	153,300	18,900	
33年以上34年未満	189,100	174,200	156,800	140,700	18,000	
34年以上35年未満	161,100	151,200	138,800	128,600	17,300	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が8級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員条例第14条の2の規定による地域手当の級地が6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地、4級地又は5級地とされる公署を除く。）又は当該級地が6級地若しくは7級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

期間の区分	職員の区分				2項職員	3項職員
	1項職員					
	1種	2種	3種	4種		
	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	33,000
1年以上2年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	30,000
2年以上3年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	27,000

3年以上4年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	24,000
4年以上5年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	21,000
5年以上6年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	50,700	18,000
6年以上7年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	48,900	15,000
7年以上8年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	47,100	12,000
8年以上9年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	45,300	9,000
9年以上10年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	43,500	6,000
10年以上11年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	41,700	3,000
11年以上12年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	39,900	
12年以上13年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	38,100	
13年以上14年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	36,300	
14年以上15年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	34,900	
15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	33,500	
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	32,100	
17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	30,700	
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	29,300	
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	27,900	
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	26,500	
21年以上22年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	25,900	
22年以上23年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	25,300	
23年以上24年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	24,300	
24年以上25年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	23,700	
25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	23,100	
26年以上27年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	22,500	
27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	21,900	
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	21,100	
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	20,800	
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	20,400	
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	19,800	
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	18,900	
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	18,000	
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	17,300	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則（第8条第1項の改正規定を除く。）による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

54	53	34	33
55	54	34	34
56	54	34	34
57	55	35	34
57	55	35	34
57	56	35	35
58	56	36	35
58	57	36	35
58	57	36	35
59	58	37	36
59	58	37	36
59	59	37	36
59	59	37	36
60	59	37	36
		37	36
		37	36
		38	37
		38	37
		38	37
		38	37
		38	38
		39	38
		39	38
		39	39
		39	39
		39	39
		40	39

別表第7ウの表中

29	28
29	29
29	29
30	29
30	29

30	を	30	に改め、
31		30	
31		30	
31		30	
32		31	
32		31	
32		31	
33		31	
33		32	
33		32	

別表第7エの表中

34	を	33	に改め、
35		34	
36		34	
37		35	
37		35	
38		36	
38		36	
39		37	
39		38	
40		39	

別表第7オの表中

78	を	77	に改める。
79		78	
80		78	
81		79	
81		79	
81		80	
81		80	
81		81	
82		81	
82		81	
82		81	
82		82	
82		82	
83		82	
83		82	
83		83	
83		83	
83		83	
84		83	

別表第8イの表中

97	98	83	84
----	----	----	----

98		100		86		88
99		102		89		92
100	を	104	に、	92	を	96
103		106		96		99
106		108		100		102
109		110		105		106

別表第8ウの表中

50		51
53		55
56	を	59
59		63
62		65

別表第8エの表中

57		58
58		60
59		62
60	を	64
62		65
64		66
66		67

別表第8オの表中

101		102
102		104
103		106
104	を	108
109		112
114		116
119		120

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動

のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第16号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

62		61
62		62
62		62
62		62
62		62
63		62
63		62
63		63
63		63
63		63
64		63
64		63
64		63
64		64
64		64
65		64
65	を	64
65		64
65		64
65		65
65		65
66		65
66		65
66		65
66		66
66		66
66		66
66		66
67		66
67		66
67		67
67		67
67		67
67		67
67		67
68		67

に改め、

別表第7イの表中

66		65
66		66
66		66
66		66
66		66
66		66
67		66
67		66
67		67
67		67
67		67
67	を	67
68		67
68		67
68		67
68		68
68		68
68		68
69		68
69		68
70		68
70		68
71		69

に改める。

別表第8アの表中

117		118
122		124
127		130
132	を	136
138		141
144		146
150		151

に改め、

別表第8イの表中

102		103
108		110
114		117
120	を	124
122		125
124		125

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第17号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

78	77
79	78
80	78
81	79
81	79
82	80
82	80
83	81
83	82
84	83

を に改める。

別表第8中

85	86
86	88
87	90
88	92
90	93
92	94
94	95

を に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった警察官のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない警察官の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった警察官 (個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている警察官を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける警察官との均衡上必要があると認められる警察官の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第18号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則 (平成18年和歌山県人事委員会規則第18号) の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の170」を「100分の190」に、「100分の210」を「100分の230」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則 (平成4年和歌山県人事委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「184,800円」を「185,800円」に、「164,700円」を「165,700円」に改め、同条第4項及び第5項中「202,400円」を「203,500円」に、「181,200円」を「182,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第20号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則 (平成14年和歌山県人事委員会規則第35号) の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「184,800円」を「185,800円」に、「164,700円」を「165,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 平成29年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第7号）の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成29年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第7号）の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県教育委員会規則第4号）による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第9項又は第10項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

3 平成29年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第7号）の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日

が平成29年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第7号）の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成29年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県教育委員会規則第4号）による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第4項又は第5項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

66		65
66		66
66		66
66		66
66		66
66		66
67		66
67		66
67		67
67		67
67		67
67	を	67
68		67
68		67
68		67
68		68
68		68
68		68
69		68
69		68
70		68
70		68
71		69

に改め、

別表第7イの表中

62	61
62	62
62	62
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
63	63
63	63
64	63
64	63
64	63
64	64
64	64
65	64
65	64
65	64
65	65
65	65
66	65
66	65
66	65
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
67	67
68	67

を に改め、

別表第7ウの表中

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

を に改める。

別表第8アの表中

102	を	103	に改め、
108		110	
114		117	
120		124	
122		125	
124		125	

別表第8イの表中

117	を	118	に改め、
122		124	
127		130	
132		136	
138		141	
144		146	
150		151	

別表第8ウの表中

57	を	58	に改める。
58		60	
59		62	
60		64	
62		65	
64		66	
66		67	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県教育委員会規則第5号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定

める。

平成30年3月9日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「202,400円」を「203,500円」に、「181,200円」を「182,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成29年4月1日から適用する。